

☆臨時休業のお知らせ☆

3月11日(木)は確定申告業務終了に伴い
臨時休業とさせていただきます。

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>

令和3年3月3日

代表社員 所長 石田 洋祐

○弊社の確定申告業務

コロナ禍が収まらぬ中、弊社は昨年同様3月10日までに税務署への提出を完了するスケジュールで従業員一丸となって邁進しております。そのため、3月6日(土)を休日出勤対応とし、3月11日(木)を臨時休業とさせていただきます。

先が見えない状況ですので前倒しで仕事を進めておけば緊急時に余裕が生まれます。例年確定申告期限より5日ほど前倒しで業務を行っておりますが、今年も、こんな時だからこそこのスケジュールは守って行きます。

○今年度の税制改正(案)で注目している事

令和3年度税制改正(案)では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーションなどに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける事とし、あわせて、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設するほか、家計の暮らしと民需を下支えするため、住宅ローン控除の特例の延長等を行う事としています。

これらの他、納税環境の整備として、なかなか中小企業では普及が進まなかった電子帳簿保存の要件が緩和される案が出ています。ポストコロナ・働き方改革を進める上で紙媒体から電子帳簿への動きはぜひ取り入れたいものです。緩和内容を抜粋いたしますのでご参考にして下さい。

6 納税環境整備

(1) 税務関係書類における押印義務の見直し(案)

○政府全体の行政手続における押印義務の見直しの方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類において、実印及び印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を廃止します。

(参考) 地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様とします。

	税務関係書類の分類	押印の要否
原則	(1)全般(例:確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書)	不要
例外	(2)担保提供関係書類(例:不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書)	要
	(3)遺産分割協議書(例:相続税・贈与税の特例における添付書類)	

※上記のほか、国税の犯則調査手続における質問調書等への押印義務については存置とします。

(2) 電子帳簿等保存制度の見直し(案)

○経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化します(令和4年1月1日以後適用)。

帳簿等

現
行

電子帳簿等保存



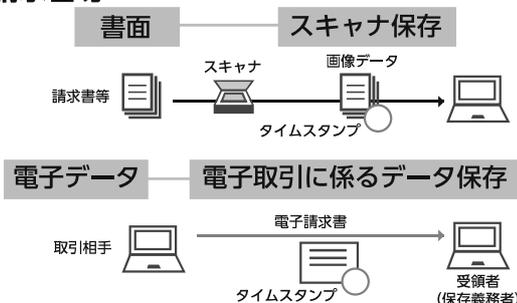
- 税務署長の事前承認が必要
- 検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフト等の利用者は紙での保存が必要

改
正
案

- 税務署長による事前承認を廃止。
- モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る。)も、電子データのまま保存することが可能。
- 信頼性の高い電子帳簿(優良な電子帳簿)については、インセンティブにより差別化(過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除を10万円上乗せして65万円)。

受領する請求書等

現
行



- 税務署長の事前承認が必要
- 紙原本による確認が必要なため、その処理のために出勤が必要
- 一定日数内でのタイムスタンプ付与の徹底が困難
- 保存データに対する高度な検索機能を確保できない場合は紙での保存が必要

改
正
案

- 税務署長による事前承認を廃止。
- 紙原本による確認の不要化(スキャン後直ちに原本の廃棄が可能)。
- 電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税を10%加算。
- タイムスタンプ付与までの期間を最長約2カ月以内に統一。
- 検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定するとともに、一定の小規模事業者については不要化。

※令和4年1月1日以後適用されます。